別記第５号様式（第１４条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

熊本県議会指令　　第　　　号

住　所

氏　名

　　　　年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、熊本県議会の保有する個人情報の保護に関する条例第２４条第２項の規定により、下記のとおりその全部を開示しないことと決定したので通知します。

　　　　　　年　　月　　日

熊本県議会議長　　　　　　　印

記

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 | （根拠規定）（理由） |

教　　　示

この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、熊本県議会議長に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日。以下同じ。）の翌日から起算して６か月以内に、熊本県を被告として（熊本県議会議長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この決定の日（審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して１年を経過した場合は、正当な理由があるときを除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

＜本件連絡先＞

担当課等名:

電　　　話: